

2021年4月30日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
森トラスト総合リート投資法人
執行役員 八木 政幸
(コード番号 8961)

資産運用会社名
森トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 山本 道男
問合せ先
総合リート運用本部 内藤 宏史
運用戦略部長
電話番号 03-6435-7011

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、下記のとおり規約変更及び役員選任に関し、2021年6月11日に開催予定の第15回投資主総会に付議することを決議しましたのでお知らせします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約変更の内容

(1) 変更案第15条第3項及び第4項

本投資法人は、現行規約第15条第1項において、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなす旨の規定を定めています（いわゆるみなし賛成制度）。

しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、そのままみなし賛成制度が適用された場合、投資主の多数意思に必ずしも整合しない結論となる可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、かかる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続きに基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです。

(2) 変更案第 33 条第 (3) 号

運用報酬 3 の算定に当たって、本投資法人が行う他投資法人との合併により、合併の相手方となる投資法人から資産を承継する場合について、報酬を新たに規定するものです。

(規約変更に関する詳細は、別紙「第 15 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任の主な内容

執行役員八木政幸並びに監督役員中川直政及び片桐春美は、2021 年 6 月 11 日に開催される本投資法人の第 15 回投資主総会の終結をもって任期満了となるため、本投資主総会に、執行役員 1 名（候補者：八木政幸）選任及び監督役員 2 名（候補者：中川直政及び片桐春美）選任にかかる議案を提出するものです。

また現在、執行役員が欠けた場合、又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員として内藤宏史が選任されておりますが、本投資主総会の終結の時をもって効力を失います。このため、補欠執行役員 1 名（候補者：内藤宏史）選任にかかる議案を提出するものです。

(役員選任に関する詳細は、別紙「第15回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 投資主総会等の日程

2021年4月30日	投資主総会提出議案承認役員会
2021年5月25日	投資主総会招集通知の発送（予定）
2021年6月11日	投資主総会（予定）

以上

【別紙】

第15回投資主総会招集ご通知

(証券コード 8961)

2021年5月25日

投資主各位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
森トラスト総合リート投資法人
執行役員 八木 政 幸

第15回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、本投資法人の第15回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。当日ご来場いただかなくとも、書面によって議決権を行使することもできますので、その場合には、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入のうえ、2021年6月10日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、現行規約第15条第1項において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。」と定めております。また、同条第2項において、「前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。」と定めております。

従いまして、当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬 具

記

- | | | | |
|------|---|--|-------|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月11日（金曜日） | 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 「ボールルーム ノース」 | |

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。この場合には、議決権行使書面及び代理権（代理人の資格を含みます。）を証明する書面を会場受付にご提出ください。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、投資主総会の前日までに修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト（<https://www.mt-reit.jp/>）に掲載いたします。
 - ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である森トラスト・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年3月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト（<https://www.mt-reit.jp/>）にてご覧いただくことができます。
 - ◎新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染防止に向けた対応を行います。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更等を本投資法人のウェブサイト（<https://www.mt-reit.jp/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。
 - ◎本投資主総会の各議案の決議結果に関するご通知は発送いたしません。各議案の決議結果につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人のウェブサイト（<https://www.mt-reit.jp/>）に掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。
 - ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様への安全の確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することもできますので、投資主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、本投資主総会へのご出席を極力お控えいただき、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。
- 投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、ご自身の健康状態、開催日当日の新型コロナウイルス感染症の感染状況や、行政機関の対応状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

<来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、感染防止対策の一環として、投資主様のお席並びに本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとる予定であるため、例年に比べて少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内にご入場いただけない場合がございますことを、あらかじめご了承ください。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、会場へのご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場受付にて体温測定を実施させていただきます。測定時に37.5℃以上の発熱のある投資主様や、咳などの症状を有する投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフが声がけをさせていただき、ご入場をお断りし、又はご退席いただく場合がございますことを、あらかじめご了承ください。

- 役員、役員候補者及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認の上、原則としてマスクを着用した状態で応対をさせていただきますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。
- 上記の他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更、上記対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のウェブサイト (<https://www.mt-reit.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 変更案第15条第3項及び第4項

本投資法人は、現行規約第15条第1項において、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなす旨の規定を定めています（いわゆるみなし賛成制度）。

しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、そのままみなし賛成制度が適用された場合、投資主の多数意思に必ずしも整合しない結論となる可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、かかる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続きに基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです。

(2) **変更案第33条第(3)号**

運用報酬3の算定に当たって、本投資法人が行う他投資法人との合併により、合併の相手方となる投資法人から資産を承継する場合について、報酬を新たに規定するものです。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条 (みなし賛成)</p> <p>1 (記載省略)</p> <p>2 (記載省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>第15条 (みなし賛成)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しません。</u></p> <p>(1) <u>執行役員又は監督役員の選任又は解任</u></p> <p>(2) <u>資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</u></p> <p>(3) <u>解散</u></p> <p>(4) <u>投資口の併合</u></p> <p>(5) <u>執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しません。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第33条 (資産の運用を行う資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>この投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準は、以下のとおりとし、この投資法人は、各号に定める報酬を以下に定める手続及び時期に従い、資産運用会社に対し支払うものとします。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) 運用報酬 3</p> <p>この投資法人がこの規約第26条第(3)号(a)及び(b)に定める特定資産(但し、同号(b)に定める特定資産については当該特定資産を保有することにより実質的かつ経済的に当該特定資産に関連する不動産等を保有するものと評価できるものに限定されるものとします。)を取得した場合において、取得資産ごとにその取得価額(但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除きます。)に応じ、原則として以下の料率を乗じた金額の合計額とします。なお、事情に応じて、以下の料率を下回ることは妨げないものとします。</p>	<p>第33条 (資産の運用を行う資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>この投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準は、以下のとおりとし、この投資法人は、各号に定める報酬を以下に定める手続及び時期に従い、資産運用会社に対し支払うものとします。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 運用報酬 3</p> <p>この投資法人がこの規約第26条第(3)号(a)及び(b)に定める特定資産(但し、同号(b)に定める特定資産については当該特定資産を保有することにより実質的かつ経済的に当該特定資産に関連する不動産等を保有するものと評価できるものに限定されるものとします。)を取得した場合において、取得資産ごとにその取得価額(但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除きます。)に応じ、原則として以下の料率を乗じた金額の合計額とします。なお、事情に応じて、以下の料率を下回ることは妨げないものとします。</p>

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>・ 150億円以下の部分に対して0.4%</p> <p>・ 150億円超300億円以下の部分に対して0.1%</p> <p>・ 300億円超の部分に対して0.05%</p> <p>支払時期は、この投資法人が当該資産を取得した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）以降、3月以内とします。</p>	<p><u>また、この投資法人が行う合併により、この規約第26条第(3)号(a)及び(b)に定める特定資産（但し、同号(b)に定める特定資産については当該特定資産を保有することにより実質的かつ経済的に当該特定資産に関連する不動産等を保有するものと評価できるものに限定されるものとし</u> <u>ます。）を当該合併の相手方から承継した場合において、当該合併により承継する特定資産ごとに合併の受入日における評価額に応じ、原則として以下の料率を乗じた金額の合計額とします。なお、事情に応じて、以下の料率を下回ることは妨げないものとし</u> <u>ます。</u></p> <p>・ 150億円以下の部分に対して0.4%</p> <p>・ 150億円超300億円以下の部分に対して0.1%</p> <p>・ 300億円超の部分に対して0.05%</p> <p>支払時期は、この投資法人が当該資産を取得した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）<u>又は当該合併の効力発生日</u>以降、3月以内とします。</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員八木政幸は本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人現行規約第20条第1項の定めに基づき、就任する2021年6月11日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2021年4月30日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
(やぎまさゆき) 八木政幸 (1965年11月28日)	1988年4月	株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行
	2009年10月	株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行) 金融法人第一部次長
	2011年5月	同行 アセットマネジメント業務管理部次長
	2012年4月	同行 アセットマネジメント業務部副部長
	2013年7月	株式会社みずほ銀行 アセットマネジメント業務部副部長
	2014年4月	同行 年金営業部長
	2016年5月	森トラスト株式会社出向 森トラスト・ホテルズ&リゾーツ株式会社再出向
	2017年1月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社再出向 顧問
	2017年6月	本投資法人 執行役員(現職) 森トラスト・アセットマネジメント株式会社再出向 代表取締役社長
	2017年7月	同社 代表取締役社長
2019年3月	同社 代表取締役最高執行責任者(COO) 兼 総合リート運用本部長(現職)	

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の代表取締役最高執行責任者（COO） 兼 総合リート運用本部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。
4. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員内藤宏史の選任に係る決議は、本投資主総会の終結の時をもって効力を失うことから、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第20条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、2021年4月30日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
(ないとうひろし) 内藤宏史 (1971年7月23日)	1995年4月	森ビル株式会社入社
	1999年8月	森ビル開発株式会社(現 森トラスト株式会社)入社
	2005年10月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社出向
	2009年11月	森トラスト株式会社 総務部法務課課長
	2014年12月	同社 広報部課長
	2016年7月	同社 広報部広報グループ専門部長代理
	2017年11月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社出向 企画財務部長
	2018年6月	同社 取締役企画財務部長
	2019年3月	同社 総合リート運用本部 運用戦略部長 兼 企画財務部長(現職)

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の総合リート運用本部 運用戦略部長 兼 企画財務部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

3. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員中川直政及び片桐春美の両名は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において監督役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人現行規約第20条第2項の定めに基づき、就任する2021年6月11日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
1	(なか がわ なお まさ) 中 川 直 政 (1975年10月12日)	1999年10月 2001年10月 2004年9月 2008年10月 2009年9月 2018年4月 2019年1月 2019年6月	司法試験合格 三井安田法律事務所入所 オリック東京法律事務所入所 オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ法律事務所(サンフランシスコ)入所 日比谷パーク法律事務所入所 株式会社c o l y 監査役(現職) 日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士(現職) 本投資法人 監督役員(現職)
2	(かた ぎり はる み) 片 桐 春 美 (1968年12月29日)	1993年11月 1998年4月 2000年3月 2009年7月 2017年7月 2018年3月 2019年6月	朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 日本公認会計士資格登録 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)社員 片桐春美公認会計士事務所開設(現職) 株式会社タムロン 社外取締役(現職) 本投資法人 監督役員(現職) 日本アジア投資株式会社 社外取締役(現職)

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 監督役員候補中川直政は、日比谷パーク法律事務所のパートナー弁護士です。
4. 監督役員候補者片桐春美は、片桐春美公認会計士事務所の代表です。
5. 上記監督役員候補者は、いずれも現在本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行全般を監督しています。
6. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。両監督役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第15条に定める「みなし賛成」の規定の適用はありません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案につきましてはいずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

〔会場〕 東京都品川区北品川四丁目7番36号

東京マリオットホテル 地下1階 「ボールルーム ノース」

〔電話〕 03-5488-3911（代表）



《交 通》

JR各線・
京急線
品川駅
ご利用の場合

- ・徒歩……高輪口より約10分
高輪口を出て横断歩道を渡り、左へお進みください。
新八ツ山橋交差点の横断歩道を渡り、右へお進みください。
- ・バス……高輪口（都営バス⑥番乗り場）より約5分
※無料送迎バスが、午前8時30分から午前9時50分頃まで約5分～10分間隔で運行されております。バスの乗車場所と降車場所は異なりますのでご注意ください。

京急線
北品川駅
ご利用の場合

- ・徒歩……約5分
改札口すぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進みください。
新八ツ山橋交差点の横断歩道手前を左へお進みください。

※駐車場の準備はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。